

## インフルエンザ予防接種助成金交付要領

(令和元年9月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、神戸市職員共済組合定款第34条の12の規定ならびに神戸市職員共済組合保健事業に関する規程に基づき実施するインフルエンザ予防接種助成事業の助成金交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 組合員本人が、医療機関においてインフルエンザ予防接種を受けたときとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、組合員本人が対象期間中に予防接種した接種1回の自己負担額が下記のいずれかの場合助成。年度1回の助成を限度とする。

①自己負担額が2,000円以上の場合、自己負担額から1,000円を控除した額を助成。

ただし、助成額の上限は3,000円とする。

②自己負担額が1,000円以上2,000円未満の場合は、1,000円を助成。

③自己負担額が1,000円未満の場合は、自己負担額を助成。

(助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、インフルエンザ予防接種助成金の請求を行った上で、インフルエンザ予防接種費用の領収書等を理事長あてに提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 理事長は、この要領に定める要件を満たす請求があったときは、原則年度末までに給与と併給して助成金を交付する。ただし、給与と併給することができない場合については、組合員の銀行口座に振り込むものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局次長が定める。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 令和2年度において助成する助成金の額については、第3条の規定にかかわらず、組合員本人が対象期間中に予防接種した自己負担額の全部又は一部(自己負担額にかかわらず最大4,000円)を助成。年度1回の助成を限度とする。